

7 文科高第 1319 号

医政発 1204 第 4 号

令和 7 年 12 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
医学部を置く各国公私立大学長

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和 9 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）

令和 9 年度（2027 年度）の医学部臨時定員の方針等について、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び令和 7 年 11 月 20 日の「第 12 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」等での意見交換を踏まえ、暫定的に、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

令和 9 年度の医学部臨時定員増に係るスケジュール、具体的な手続、要件等の詳細については、追って御連絡します。

【本件担当】

文部科学省高等教育局医学教育課 堀井・長澤・木村

電 話：03-6734-2509

E-mail：igaku@mext.go.jp

厚生労働省医政局医事課 加藤・渡邊・平松・吉松

電 話：03-3595-2196

E-mail：jyukyu@mhlw.go.jp

令和9年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について

令和7年12月4日
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされた。

今般、令和9年度(2027年度)の医学部定員の方針については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)において、「地域の医師確保への影響にも配慮し、医師偏在是正の取組を進め、医師需給や人口減少等の中長期的な視点に立ち、2027年度以降の医学部定員の適正化を進める。」とされたこと及び令和7年11月20日の「第12回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」等における意見交換を踏まえ、医学部総定員数の考え方及び医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて、下記のとおり取り扱うことを確認する。

記

(1) 令和9年度の医学部総定員の考え方について

令和9年度の医学部総定員は、令和7年度の医学部総定員数(9,393人)に対して、地域の実情等に配慮しながらも、全体として削減が図られるよう対応することとする。

(2) 令和9年度の医学部入学定員の臨時的な増員の枠組みについて

令和8年度末を期限とする医学部入学定員の臨時的な増員の枠組みについては、令和9年度末まで1年間延長することとする。

(3) 令和9年度の医学部入学定員の臨時的な増員に当たっての考え方について

令和9年度の医学部入学定員の臨時的な増員に当たっては、各都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学との調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること。前年度を上回る地域枠数を設定する場合は、恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置を行うことを基本とし、各都道府県の臨時定員地域枠数は原則として令和8年度の数を超えないよう調整すること。なお、各都道府県は、地域に定着する医師を確保するための取組の状況を踏まえつつ、都道府県ごとの医師の流入、地域枠医師以外を含む都道府県内への定着の意向の状況等を考慮した上で、確保すべき医師数(例えば、臨床研修や臨床研修修了後の時点で確保すべき人数等)を検討し、真に必要な地域枠数を検討すること。

文部科学省及び厚生労働省は、臨時定員全体の必要性に加えて、当該都道府県の医

師確保計画の進捗状況や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、真に必要な範囲に限り臨時定員の設置を認めることとする。ただし、すべての地域枠において、特定の診療科での従事を要件とするものではない。また、研究医養成のための入学定員増についても、研究医の養成にかかる取組の進捗状況等を踏まえて、慎重かつ丁寧に精査し、臨時定員の設置を認めることとする。

このため、必要に応じ、医学部入学定員の臨時的な増員を希望する都道府県・大学に対し、臨時定員の必要性等について有識者も含めた検討の場等でヒアリング等を実施することとする。

(4) その他の留意事項について

臨時定員地域枠の設置については、従事要件が課される者の教育・キャリアにも十分配慮がなされている場合に限ることとする。

特に、入学志願時に、本人及び保護者又は法定代理人から従事要件・離脱要件への書面同意を取得する¹とともに、別枠入試により選抜した経緯を踏まえ、入学した地域枠学生が、学生の期間を通じて地域医療に貢献する意思を継続できるように適切かつ必要な教育プログラムを継続して実施すること²とする。

以上

¹ 都道府県及び大学は、地域枠入学者がやりがいを持って、望まれる地域・業務等に定着することができるよう取り組むことが重要であるとされており、従事要件及び離脱要件を入学時の募集要項、入学手続書類等において明示するとともに、本人や保護者にわかりやすく説明し理解を得ることとされている。加えて、仮に地域枠を離脱した場合の取扱いについても併せて情報提供することが望ましいとされている。（「地域枠入学者への説明等に関する留意事項について」（令和5年10月30日付け文部科学省高等教育局医学教育課、厚生労働省医政局医事課事務連絡））

² 例えば、都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトにおいて、地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとされている（「キャリア形成プログラム運用指針」（令和3年12月1日付け医政発1201第1号厚生労働省医政局長通知））。